○農林水産省告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町塚字土場一七の二、一七の七、一七の一五、一七の一六、字西丹土六六の七、六八の四、六九の三、字栗ケ島一〇〇の一〇、字村向三八四の七、字塚奥山五四〇の七から五四〇の一二まで、五五七の四八、五五七の五四から五五七の五六まで、五六〇の一一から五六〇の一五まで、櫨原字仕出ノ木二九五の五六、字平リボキ三一一の四一、三一一の四三から三一一の四五まで、字角仕小屋三五九の二、三六二の四、三六二の一二から三六二の一五まで、三六三の一、字扇谷奥山三九〇の五一、開田字折ケ瀬四五二の七、四五二の九から四五二の一二まで、字カイラン谷四五九の一九、四五九の二一、四五九の二三、四五九の二五、四五九の二八、四五九の三〇、四五九の三一、四六〇の一九から四六〇の二二まで、字西バカ四六二の一一から四六二の一四まで、四六六の一一から四六六の一四まで、字カコ谷四六七の五、四六七の六、四六八の一、四六八の八、四六九の一の一の一の七、四六九の一三から四六九の一五まで、四八一の三、字ヲツ谷四九二の四五、四九二の五一、四九二の六三、四九二の六五から四九二の七二まで、四九二の七六から四九二の七九まで、四九二の八一、四九二の八二、字岡平五一七の八、五一七の二六から五一七の三四まで、字小倉五一八の一七、五一八の二〇から五一八の二五まで、字苅安五一九の九から五一九の一四まで、字ノンド五二七の八から五二七の一〇まで、五三七の一六、五三七の一八から五三七の二四まで、五三七の二六から五三七の二八まで、字芋ケ平五三八の二七から五三八の三一まで、戸入字村ノ内三二四の五七、三二四の五八、三二四の六三、三二四の九三、三二四の一一五、字瑞奇三二五の三、三二五の四、三二五の一六、三二五の二二から三二五の二五まで、三二六の八、三三七の一二、三三七の一三、三三七の一五、三三七の三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字尾春一三四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字尾春一三四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字河原谷四三八五、四四〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字河原谷四三八五・四四〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字一の水一一五〇七、一一五〇九、一一五一一、一一五一二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一の水一一五〇七・一一五〇九・一一五一一・一一五一二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省
○国土交通省
環境省告示第二十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定原動機検査機関の登録を更新したので、同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年四月五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

一　登録年月日　平成二十九年三月二十七日

二　登録番号　第三号

三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

四　住所　茨城県つくば市観音台三丁目一番地一

五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター

六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地二

七　法人である場合の代表者の氏名　井邊　時雄

○経済産業省
○国土交通省
環境省告示第二十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定特殊自動車検査機関の登録を更新したので、同法第二十七条において準用する同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年四月五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一